

遺言カード説明書

1、遺言カードとは

遺言カードを所持している人（仮にAさんとします）に万一のことがあったとき、偶然居合わせた第三者（仮にBさんとします）が遺言カードを見れば、『Aさんが遺言書をつくっている、Aさんが臓器提供に関する意思表示をしている、Aさんが献体について意思表示をしている』などの緊急時に必要な情報がすぐに伝わります。

遺言カードを見たBさんが、遺言カードに記載されているフリーダイヤルに電話をかければ、日本遺言執行士協会の事務局につながります。

事務局からは、Aさんが事前に登録した関係者と、Aさんを担当する遺言執行士に連絡しますから、誰も慌てて動く必要がなく、遺言執行が迅速に行われる仕組みです。

2、遺言執行者とは

遺言をつくった人が亡くなったとき、その遺言書の内容を正確・迅速に執行するのが遺言執行者です。

しかし、Aさんが、遺言書をつくったときに、遺言執行者として指定された人（仮にCさんとします）は、Aさんの関係者から、Aさんが亡くなったとの連絡を貰わない限り、Cさんは遺言執行に着手することはありません。

たとえば、Aさんの子供たちが、Aさんが遺言書をつくったことと、その遺言執行者としてCさんを指定してあることを事前に知らされていないと、Cさんのところに連絡をする可能性は極めて低くなります。

遺言カードは、そのようなことがないように、身内はもちろん第三者でも『遺言カードを見れば、万一の時の連絡先・遺言の有無』がすぐ分かります。

遺言執行者は、遺言者の思いを、遺言者の相続人に繋ぐ役割を担います。

3、遺言カードの使い方

①初期登録

遺言書をつくろうとする人が、遺言カードを利用するには初期登録が必要です。「遺言カード初期登録シート」に所定の事項を記載して日本遺言執行士協会の事務局宛に郵送します。

事務局から登録完了のお知らせが届いたら初期登録は終了です。

この段階では、まだ遺言書も臓器提供の意思表示なども一切不要です。

②遺言書作成

遺言をつくろうとする人は、先ず、遺言書をつくるのに必要な項目を整理しましょう(遺言準備メモをご利用ください)。

すぐに全部を埋める必要はありません。分かるところから、決まったことから記入しましょう。

一気に全文を書き上げる必要もありません。

遺言書は、下書き段階から専門家のチェックを受けることをお勧めします。遺言カードの番号と名前だけ伝えれば何回でも無料でチェックを受けられます。

③遺言書の完成

遺言の内容が固まったら遺言書のチェックを受けましょう。日本遺言執行士協会に登録した遺言執行者が無料でチェックします。

遺言執行者のご指定はこの段階で賜ります。遺言をつくった人が指名することもできますが、遺言執行者は、当協会の会員であることが必要です。

特に、ご指名がなければ当協会が指名します。

指定された遺言執行士が、万一、遺言者よりも先に死亡した場合や、生きていても遺言執行が不可能な場合は当協会が遺言執行者となります。